平成２４年（フ）第７０４号
岡山県和気郡和気町日笠下355番地１
破産者　光岡　盛樹
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５２号
釧路市鳥取大通５丁目４番５号
破産者　株式会社市橋タイヤ工業
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第８１号
青森県十和田市大字奥瀬字十和田16番地
破産者　株式会社湖畔荘
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第８９号
福島県会津若松市千石町６番69号
破産者　株式会社ソルテック
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
栃木県足利市葉鹿町299番地
破産者　合資会社二乃宮
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第５０号
群馬県桐生市相生町２丁目777番地
破産者　株式会社谷製作所
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第５１号
群馬県みどり市笠懸町阿左美2008番地１、破産手続開始決定時の住所群馬県桐生市相生町５丁目385番地の４
破産者　谷　　展利
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５７号
群馬県みどり市大間々町塩原812番地
破産者　株式会社青木製作所
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第５８号
群馬県みどり市大間々町塩原812番地
破産者　青木　保昌
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第６８号
群馬県みどり市東町荻原５番地２
破産者　両毛建材株式会社
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第７２号
群馬県桐生市広沢町２丁目2976番地の４、開始決定時の住所群馬県みどり市東町荻原５番地２
破産者　松島　弘和
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１９６号
山梨県南巨摩郡身延町下部712番地の１
破産者　有限会社ホテル涌仙閣
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１４号
山梨県笛吹市石和町広瀬1515番地の16
破産者　野村運輸有限会社
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
愛知県高浜市青木町３丁目３番地１
破産者　有限会社ホープクリーニング中津
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
滋賀県草津市片岡町774
破産者　皇子建設株式会社
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１３５号
京都市南区久世中久世町３丁目39番地
破産者　株式会社楽彩
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第６２号
兵庫県宍粟市波賀町安賀230番地
破産者　伏見屋有限会社
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１９３号
山口県下関市伊崎町２丁目７番14―1001号
藤山ハイツ、住民票上の住所山口県下関市大字吉田1063番地20
破産者　小島　利夫
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第９号
山口県下関市稗田西町13番16号
破産者　有限会社トーチカ
１　決定年月日　平成25年５月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第７号
鹿児島県指宿市湊４丁目21番３号　なのはなビル302
破産者　行弘　智倫
１　決定年月日　平成25年５月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第６５号
埼玉県加須市志多見2297番地
破産者　齊藤　康記
１　決定年月日　平成25年５月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２９１６号
札幌市北区北25条西17丁目２番３号　第２コーポ新宅101号
破産者　宇田　章彦
１　決定年月日　平成25年５月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部